

令和7年11月

各所属庶務ご担当者 様

神戸市職員共済組合

令和7年度 特定保健指導の実施の協力依頼について

平素より、当共済組合の保健事業運営に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」(2008年4月施行)において、保険者には特定保健指導の実施が義務付けられており、当組合でも将来生活習慣病になるリスクが高いと判定された方へ、下記のとおり特定保健指導を実施しています。事業主には健康配慮義務がありますので、積極的な参加勧奨にご協力をお願いいたします。

記

1. 対象者

40歳以上75歳未満の共済組合員で、「積極的支援」および「動機付け支援」に該当する者。
令和7年度の定期健診や人間ドックの特定健診結果をもとに、該当者を抽出。

2. 庶務ご担当者様へのご依頼事項

対象者の方へ、同封されている封筒を配布いただき、特定保健指導を受けていただくよう参加勧奨をお願いします。

封入物 (1)令和7年度 特定保健指導の実施について(対象者宛)

(2)対象者向け案内チラシ

※見本として、同様のものを1部ずつ入れています

※異動者が含まれていた場合は、恐れ入りますが神戸市職員共済組合までご連絡ください。

3. 実施概要

(1)実施機関 RIZAP 株式会社

(2)実施時期 初回面談から概ね3か月程度

(3)実施方法 面談日程の調整を行い、オンライン個別面談にて保健師等の専門職と目標を設定し、メール・チャット等による継続フォローを実施する。

・積極的支援 :面談3回+メール・チャット2回

・動機付け支援:面談2回+メール・チャット1回

※参加特典として、どちらも chocoZAP4か月通い放題となります。

(4)費用負担 共済組合(全額負担)

4. 服務の取扱い

特定保健指導の利用に必要な時間については、「職免」となります。

(交通局を除く)

5. その他

「よくある質問(FAQ)」、「保健指導室予約方法マニュアル」は共済組合 HP でご確認ください。

URL:https://kobe-kyosai.jp/?page_id=5045

担当:神戸市職員共済組合(行財政局厚生課)

kenshin@city.kobe.lg.jp

